

福井県報

号外第28号
令和6年
3月31日(日)
火曜日発行

目次

(※は県例規集登載事項)

人事委員会規則

- ※福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一〇)……………二
 - ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一一)……………二
 - ※給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則(一二)……………八
 - ※福井県の管理職員等の範囲を定める規則(一三)……………一一
 - ※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(一四)……………一四
 - ※公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一五)……………一三
 - ※越前町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(一六)……………一三
- 人事委員会告示**
- ※福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示(一)……………二四

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月三十一日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十号

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和三十一年福井県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(社会福祉業務等に従事する職員の手当の支給)

第十条 (略)

2 (略)

3 条例第十一条第一項第三号の人事委員会の定める公署は、児童・女性相談所、敦賀児童相談所、和敬学園、特別支援学校および特別支援教育センターとする。

別表第一(第二十六条関係)

へき地学校等

学校名	所在地	一級	級
(略)	(略)	(略)	(略)
福井市殿下小学校	(略)	(略)	(略)
福井市越廼小学校	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
大野市和泉小学校	(略)	(略)	(略)
越前市坂口小学校	(略)	(略)	(略)

(社会福祉業務等に従事する職員の手当の支給)

第十条 (略)

2 (略)

3 条例第十一条第一項第三号の人事委員会の定める公署は、総合福祉相談所、敦賀児童相談所、和敬学園、特別支援学校および特別支援教育センターとする。

別表第一(第二十六条関係)

へき地学校等

学校名	所在地	一級	級
(略)	(略)	(略)	(略)
福井市殿下小学校	(略)	(略)	(略)
福井市殿下中学校	福井市風尾町	(略)	(略)
福井市越廼小学校	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
大野市和泉小学校	(略)	(略)	(略)
大野市和泉中学校	大野市朝日	(略)	(略)
越前市坂口小学校	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月三十一日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十一号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和三十二年福井県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(期末手当の支給)
第三十条 (略)

2 条例第二十一条第一項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

一 (略)

二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、任用期間が六月以上である第二号会計年度任用職員および条例第二十六條の六第七項の規定により期末手当および勤勉手当の支給を受ける第一号会計年度任用職員(条例第二十一条第七項ただし書および条例第二十六條の六第八項の規定により任用期間が六月以上であるとみなす者を含む。以下これらの者を「特定会計年度任用職員」という。)ならびに短時間勤務職員に限る。)となつたもの

イ・ロ (略)

三 (略)

3~9 (略)

10 条例第二十一条第二項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員(第二号会計年度任用職員)にあつては、特定会計年度任用職員である者に限る。)として在職した期間とする。

11~16 (略)

(勤勉手当の支給)

第三十一条 (略)

2~5 (略)

6 前項に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員(第二号会計年度任用職員)にあつては、特定会計年度任用職員である者に限る。)として在職した期間とする。

7~11 (略)

(期末手当および勤勉手当)

(期末手当の支給)
第三十条 (略)

2 条例第二十一条第一項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

一 (略)

二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、任用期間が六月以上である第二号会計年度任用職員および条例第二十六條の六第七項の規定により期末手当の支給を受ける第一号会計年度任用職員(条例第二十一条第七項ただし書および条例第二十六條の六第八項の規定により任用期間が六月以上であるとみなす者を含む。以下これらの者を「特定会計年度任用職員」という。)ならびに短時間勤務職員に限る。)となつたもの

イ・ロ (略)

三 (略)

3~9 (略)

10 条例第二十一条第二項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員(第一号会計年度任用職員および第二号会計年度任用職員)にあつては、特定会計年度任用職員に限る。)として在職した期間とする。

11~16 (略)

(勤勉手当の支給)

第三十一条 (略)

2~5 (略)

6 前項に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員(第一号会計年度任用職員および第二号会計年度任用職員を除く。)として在職した期間とする。

7~11 (略)

(期末手当)

第四十条 (略)

2 条例第二十六条の六第七項の規定により人事委員会規則で定める期末手当および勤勉手当基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

3 前項の規定により難しい場合は、あらかじめ任命権者が人事委員会に協議して期末手当および勤勉手当基礎額を定めるものとする。

4 第一号会計年度任用職員に対する期末手当の支給に係る在職期間の算定については、短時間勤務職員の例による。

5 第一号会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る在職期間の算定については、短時間勤務職員の例による。この場合において、第三十一条の三第二号中「当該期間(当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあつては、当該一定期間」とあるのは「勤務時間条例第十八条の規定により第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間」と、同条第三号イ中「週休日ならびに祝日法による休日等および年末年始の休日等」とあるのは「勤務時間条例第十八条の規定により第一号会計年度任用職員について定められた勤務日以外の日」と読み替えるものとする。

別表第一(第二条関係)

給料表の適用範囲表	
給料表の種類	適用する機関
(略)	(略)
研究職給料表	(略)
医療職給料表(一)	健康福祉部健康医療局(健康医療局長を置く場合に限る。)、健康福祉部健康医療局地域医療課、健康福祉センター、総合福祉相談所、こども療育センター、県立病院
医療職給料表(二)	原子力環境監視センター、健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課(動物愛護センターに限る。)、健康福祉センター、総合福祉相談所、こども
	上欄の機関に勤務する職員のうち、医療業務または公衆衛生業務に従事する医師および歯科医師
	15 (略)

第四十条 (略)

2 条例第二十六条の六第七項の規定により人事委員会規則で定める期末手当基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

3 前項の規定により難しい場合は、あらかじめ任命権者が人事委員会に協議して期末手当基礎額を定めるものとする。

別表第一(第二条関係)

給料表の適用範囲表	
給料表の種類	適用する機関
(略)	(略)
研究職給料表	(略)
医療職給料表(一)	健康福祉部(理事を置く場合に限る。)、健康福祉部健康医療局地域医療課、健康福祉センター、総合福祉相談所、こども療育センター、県立病院
医療職給料表(二)	原子力環境監視センター、健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課(動物愛護センターに限る。)、健康福祉センター、総合福祉相談所、こども
	上欄の機関に勤務する職員のうち、医療業務または公衆衛生業務に従事する医師および歯科医師
	15 (略)

<p>福祉職給料表</p>	<p>医療職給料表(三)</p>	
<p>子ども療育センター、児童・女性相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所、和敬学園</p>	<p>総務部人事課、健康福祉センター、総合福祉相談所、子ども療育センター、児童・女性相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所、県立病院、看護専門学校、警察本部厚生課</p>	<p>療育センター、児童・女性相談所、和敬学園、県立病院、衛生環境研究センター、畜産試験場、家畜保健衛生所、特別支援学校、中学校、小学校</p>
<p>上欄の機関に勤務する職員のうち、社会福祉に関する専門的な知識および技術をもつて、自己の判断に基づき独立して、児童、心身の障害のある者等に対し、必要な援護、育成、更正のための指導、保育、介護等の対人サービス業務に従事する者</p>	<p>上欄の機関に勤務する職員のうち、保健指導または看護等に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師、看護師見習および人事委員会がこれに準ずると認める機関の職員</p>	
<p>福祉職給料表</p>	<p>医療職給料表(三)</p>	
<p>総合福祉相談所、子ども療育センター、嶺南振興局敦賀児童相談所、和敬学園</p>	<p>総務部人事課、健康福祉センター、総合福祉相談所、子ども療育センター、嶺南振興局敦賀児童相談所、県立病院、看護専門学校、警察本部厚生課</p>	<p>療育センター、和敬学園、県立病院、衛生環境研究センター、畜産試験場、家畜保健衛生所、特別支援学校、中学校、小学校</p>
<p>上欄の機関に勤務する職員のうち、社会福祉に関する専門的な知識および技術をもつて、自己の判断に基づき独立して、児童、心身の障害のある者等に対し、必要な援護、育成、更正のための指導、保育、介護等の対人サービス業務に従事する者</p>	<p>上欄の機関に勤務する職員のうち、保健指導または看護等に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師、看護師見習および人事委員会がこれに準ずると認める機関の職員</p>	

館長

を

館長

に改め、同部奥越農林総合事務所の項中

所長 農業経営 支援部長 農村整備 部長

を

所長
農業経営 支援部長 農村整備 部長

に改め、同部農業試

験場の項中

品種開発 研究部長 企画・経 営課長 次世代技 術研究部 長

を

品種開発 研究部長 企画情報 課長 農業経営 ・流通支 援課長 次世代技 術研究部 長

に改め、同部水産試験場の項中

場長
部長

を

場長
部長

に改め、同表教育庁の部本庁の項中

学校教育 監 副部長

を

参与
学校教育 監 副部長

に改め、同部埋蔵文化財調査センターの項中

所長 次長

を

所長
次長 総括文化 財調査員

に改める。

別表第十一の四中上庄中学校の項、和泉中学校の項および尚徳中学校の項を削る。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月三十一日

福井県人事委員会規則第十二号 委員長 野村 直之

給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額の支給に関する規則(昭和三十二年福井県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表第一 適用区分表(第二条関係)		改正後	
勤務箇所	職員	調整数	
本庁	(1) (略)	(略)	
総合福祉相談所	(1) 身体障害者の相談または指導に直接従事することを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける者を除く。) (2) 幸福実感ディレクターの業務に従事することを本務とする職員 (3) SDGsディレクターの業務に従事することを本務とする職員 (4) 歴史魅力向上ディレクターの業務に従事することを本務とする職員 (5) 人財発掘ディレクターの業務に従事することを本務とする職員 (6) 子ども応援ディレクターの業務に従事することを本務とする職員	二	一 一 三 三 三
本庁	(1) (略)	(略)	
総合福祉相談所	(1) 児童の一時保護業務に直接従事することを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける者を除く。) (2) 児童の一時保護業務に直接従事することを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける者に限る。) (3) 身体障害者の相談または指導に直接従事することを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける者を除く。) (4) 婦女子の心理判定業務に従事することを本務とする職員 (5) 要保護女子と起居をともにし、要保護女子の保護指導業務に従事することを本務とする職員	二	一 一 一 三

改正後

改正前

	<p>(2) その他の職員(福井県行政組織規則(昭和三十九年福井県規則第二十一号)第二十二条に規定する庶務に関することに従事することを本務とする職員(以下「一般事務職員」という。)、精神保健福祉業務に従事することを本務とする職員を除く。)</p>	(略)	
<p>こども療育センター 児童・女性相談所</p>	<p>(1) 児童の一時保護業務に直接従事することを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(2) 児童の一時保護業務に直接従事することを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける者に限る。)</p> <p>(3) 困難な問題を抱える女性の心理判定業務に従事することを本務とする職員</p> <p>(4) 保護した女性と起居をともし、困難な問題を抱える女性の自立支援業務に従事することを本務とする職員</p> <p>(5) 児童に直接接することを常例とする職員(1)に掲げる者および医療職給料表(三)の適用を受ける者を除く。</p> <p>(6) その他の職員(福井県行政組織規則(昭和三十九年福井県規則第二十一号)第二十二条に規定する庶務に</p>	<p>(略)</p>	<p>一</p>
	<p>(6) 児童に直接接することを常例とする職員(1)に掲げる者および医療職給料表(三)の適用を受ける者を除く。</p> <p>(7) その他の職員(福井県行政組織規則(昭和三十九年福井県規則第二十一号)第二十二条に規定する庶務に関することに従事することを本務とする職員(以下「一般事務職員」という。)、精神保健福祉業務に従事することを本務とする職員、警察官、栄養士および調理師を除く。)</p>	(略)	
<p>こども療育センター</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>二</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>三</p>

嶺南振興局 敦賀児童相談所	(1) 児童に直接接することを常例とする職員（医療職給料表(三)の適用を受ける者を除く。）	二
嶺南振興局 敦賀児童相談所	(1) 児童の一時保護業務に直接従事することを本務とする職員（医療職給料表(三)の適用を受ける者を除く。） (2) 児童の一時保護業務に直接従事することを本務とする職員（医療職給料表(三)の適用を受ける者に限る。） (3) 児童に直接接することを常例とする職員（(1)に掲げる者および医療職給料表(三)の適用を受ける者を除く。）	三

附 則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月三十一日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十三号

福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

福井県の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福井県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表第一（第二条関係） 本庁	改正後	別表第一（第二条関係） 本庁	改正前
-------------------	-----	-------------------	-----

組織	職員	議会局 知事部局	(略) 危機管理監 部長 理事 新幹線・交通まちづくり局長 文化・スポーツ局長 健康医療局長 知事公室長 副部長 新幹線・交通まちづくり局副局長 課(室) 長 政策参事 参事 課(室) 長補佐(労働関係に関する事務を担当する者に限る。) 予算を担当する総括主任、主任、企画主査、主査および主事(財政課、未来戦略課または各部の政策推進グループに所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する総括主任、主任および主事(人事課または各部の政策推進グループに所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する主査および主事(人事課に所属する者に限る。) 法制を担当する総括主任、主任、企画主査および主査(情報公開・法制課に所属する者に限る。) 庁舎管理を担当する総括主任、主任および企画主査(財産活用課に所属する者に限る。) 秘書	会計局	(略)	人事委員会事務局	(略)	教育庁	参与 学校教育監 副部長 課(室)長 政策参事 参事 課長補佐 人事主任 予算を担当する総括主任、主任、企画主査、主査および主事(教育政策課教育企画グループに所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する主任(教育政策課または教職員課に所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する企画主査(教育政策課または教職員課に所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する主査(教育政策課または教職員課に所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する主事(教育政策課または教職員課に所属する者に限る。)	監査委員事務局	(略)
----	----	-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-----	----------	-----	-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	-----

組織	職員	議会局 知事部局	(略) 首都圏統括監 危機管理監 部長 理事 新幹線・交通まちづくり局長 文化・スポーツ局長 健康医療局長 知事公室長 副部長 課(室)長 政策参事 参事 課(室) 長補佐(労働関係に関する事務を担当する者に限る。) 予算を担当する総括主任、主任、企画主査、主査および主事(財政課、未来戦略課または各部の政策推進グループに所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する総括主任、主任および主事(人事課または各部の政策推進グループに所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する主査および主事(人事課に所属する者に限る。) 法制を担当する総括主任、主任、企画主査および主査(情報公開・法制課に所属する者に限る。) 庁舎管理を担当する総括主任、主任および企画主査(財産活用課に所属する者に限る。) 秘書	会計局	(略)	人事委員会事務局	(略)	教育庁	学校教育監 副部長 課(室)長 政策参事 参事 課長補佐 人事主任 予算を担当する総括主任、主任、企画主査、主査および主事(教育政策課教育企画グループに所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する主任(教育政策課または教職員課に所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する企画主査(教育政策課または教職員課に所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する主査(教育政策課または教職員課に所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する主事(教育政策課または教職員課に所属する者に限る。)	監査委員事務局	(略)
----	----	-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-----	----------	-----	-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	-----

備考

156 (略)

別表第二(第二条関係)

出先機関

組織	職員
(略)	(略)
こども療育センター	(略)
児童・女性相談所	所長 次長
嶺南振興局敦賀児童相談所	(略)
和敬学園	(略)
県立病院	院長 副院長 事務局長 事務局次長 部長 部次長 センター長 センター次長 経営管理課参事 医療 サービス課長 利用環境サービス室長 医療情報管理 室長 検査室長 放射線室長 リハビリテーション室 長 栄養管理室長 経営管理課長補佐
看護専門学校	(略)
(略)	(略)
農林総合事務所	(略)
農業試験場	場長 次長 部長 企画情報課長 農業経営・流通支 援課長 管理課長 嶺南管理課長
園芸研究センター	(略)
(略)	(略)
嶺南教育事務所	(略)
埋蔵文化財調査センター	所長 次長 総括文化財調査員
教育総合研究所	(略)
(略)	(略)

備考

156 (略)

別表第二(第二条関係)

出先機関

組織	職員
(略)	(略)
こども療育センター	(略)
嶺南振興局敦賀児童相談所	(略)
和敬学園	(略)
県立病院	院長 副院長 事務局長 事務局次長 部長 センタ ー長 部次長 経営管理課参事 医療サービス課長 利用環境サービス室長 検査室長 放射線室長 リハ ビリテーション室長 栄養管理室長 地域医療連携推 進室次長 経営管理課長補佐
看護専門学校	(略)
(略)	(略)
農林総合事務所	(略)
農業試験場	場長 次長 部長 管理課長 嶺南管理課長
園芸研究センター	(略)
(略)	(略)
嶺南教育事務所	(略)
埋蔵文化財調査センター	所長 次長
教育総合研究所	(略)
(略)	(略)

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月三十一日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十四年福井県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一イの表知事の事務部局の部本庁の項中

検査主 査	主任検 査員	課長補 佐 坂井公 計室長 奥越長 計室長 納税推 進室次 長(續 南) 主任検 査員 主任工 事検査 員 船長 機関長	課長 室長 政策参 事	課長	知事公 室長 副部長 副計局 長	首都圏 統括監 理 危機監 理部長 新幹線 ・交通 まちづ くり局 長 文化・ スポーツ 局長 健康医 療局長 会計管 理者
----------	-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------	----	------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

	主任検 査員	課長補 佐 坂井公 計室長 奥越長 計室長 納税推 進室次 長(續 南) 主任工 事検査 員 船長 機関長	課長 室長 政策参 事	課長 室長	知事公 室長 副部長 副計局 長 新幹線 ・交通 まちづ くり局 長 会計局 長	危機監 理部長 新幹線 ・交通 まちづ くり局 長 文化・ スポーツ 局長 会計管 理者
--	-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------	----------	---------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

に

改め、同部福井県税事務所の項中

次長

を

次長

に改め、同部嶺南振興局の項中

若狭企 画振興 室長 嶺南プ ロジェ クト推 進室長 農業経 営支援 部長 農業経 営支援 部次長 農村整 備部長 林業水 産部長 二州企 画振興 室長 二州農 林部技 術経営 支援課 長 農村整 備課長	税務部 長 二州農 林部長
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------

若狭企 画振興 室長 嶺南プ ロジェ クト推 進室長 農業経 営支援 部長 農業経 営支援 部次長 農村整 備部長 林業水 産部長 二州企 画振興 室長 二州農 林部長 二州農 林部技 術経営 支援課 長 農村整 備課長	税務部 長 農業経 営支援 部長
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

を

に改め、同部東京事務所の項中

副所長 副所長 (全国 知事会) 所長代 理	副所長 (首都 圏統括)
----------------------------------------	------------------------

を

副所長 副所長 (全国 知事会) 副所長 (地域 総合整 備財団) 所長代 理	副所長 (首都 圏営業)
----------------------------------------------------------------------	------------------------

に改め、

同部名古屋事務所の項中

所長	所長
----	----

を

所長補 佐	所長
----------	----

に改め、同部消防学校の項中

校長	
----	--

を

校長	校長
----	----

に改め、同部若狭歴史博物館の項中

館長

を

館長

に改め、同部丹南健康福祉センターの項中

地域支援室長 福祉課 長 武生福祉保健部福祉課長			
-----------------------------------	--	--	--

を

地域支援室長 福祉課 長 武生福祉保健部福祉課長			所長
-----------------------------------	--	--	----

に改め、同部総合福祉相談所の項中

障がい者支援課長 緊急対応課長 家庭支援課長 社会的養育課長 心理判定課長	次長 (一時保護)		所長
---------------------------------------------------	--------------	--	----

うに加える。

を

障がい者支援課長	精神保健福祉課長	所長 次長		
----------	----------	----------	--	--

に改め、同部こども療育センターの項の次に次のよ

児童・女性相談所					緊急対応課長 家庭支援課長 社会的養育課長 心理判定課長 女性支援課長	次長		所長	
----------	--	--	--	--	-------------------------------------------------	----	--	----	--

別表第一イの表知事の事務部局の部和敬学園の項中

「
園長
総務課長
」

を

「
園長
総務課長
教務課長
」

に改め、同部県立病院の項中

「
課長補佐
」

を

「
課長補佐
医療情報管理室次長
(情報システム)
入退院支援センター
次長補佐
」

に改め、同部敦賀産業技術専門学院の項中

「
主任指導員
主任指導員
」

を

「
教務主任
主任指導員
」

に改め、同部福井農林総合事務所の項中

次長 農業経 営支援 部長 農村整 備部長 林業部 長	
--------------------------------------------------	--

を

次長 農村整 備部長	農業経 営支援 部長 林業部 長
------------------	------------------------------

に改め、同部坂井農林総合事務所の項中

次長 農村整 備部長 林業部 長 農林整 備部次 長(国 営事業)	農業経 営支援 部長
---------------------------------------------------------------	------------------

を

次長 林業部 長 農林整 備部次 長(国 営事業)	農業経 営支援 部長 農村整 備部長
-------------------------------------------------	--------------------------------

に改め、同部

奥越農林総合事務所の項中

所長

を

所長

に改め、同部丹南農林総合事務所の項中

次長 農業経 営支援 部長 農村整 備部長 林業部 長	所長
--------------------------------------------------	----

を

に改め、同部農業試験場の項中

次長 農村整 備部長 林業部 長	所長 農業経 営支援 部長
------------------------------	------------------------

次長
企画・
指導部
長

を

次長 企画・ 指導部 長 農業経 営・流 通支援 課長

に改め、同部奥越高原牧場の項中

次長	場長
----	----

を

課長

に改め、同部水産試験場の項中

課長	課長
----	----

を

課長	課長
----	----

に改め、同部総合グリーンセンターの項中

所長 緑化・ 花づくり 推進 部長	
-------------------------------	--

を

緑化・ 花づくり 推進 部長	所長
-------------------------	----

に改め、同部福井空港事務所の項中

課長	課長
----	----

を

課長	
----	--

に改め、同表議会局

の項中

		企画主 査主査
--	--	------------

を

主事		企画主 査主査
----	--	------------

に改め、同表監査委員事務局の項中

	監査主 査主査	主任	次長補 佐 監査主 査主任
--	------------	----	------------------------

を

主事	監査主 査主査	主任	次長補 佐主任
----	------------	----	------------

に改め、同表教育庁の部の本庁の項

学校教 育監

を

参与 学校教 育監

に改め、同部教育総合研究所の項中

「 専門研 修課長 」	「 管理室 長 教員研 修課長 小中学 校教科 研究課 長 理科教 育課長 教育相 談課長 」	を	「 管理室 長 教員研 修課長 専門研 修課長 小中学 校教科 研究課 長 理科教 育課長 教育相 談課長 」
----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------	---	------------------------------------------------------------------------------------------------------

に改め、同部図書館の項中

「 司書 」	「 司書 」	「 副館長 (利用 促進) 子ども 読書推 進室長 」	副館長
--------------	--------------	--------------------------------------------------	-----

を

「 司書 」	「 副館長 (利用 促進) 子ども 読書推 進室長 」
--------------	--------------------------------------------------

に改め、同部ふるさと文学館の項中

「 館長 」	を	「 館長 」
--------------	---	--------------

に改める。

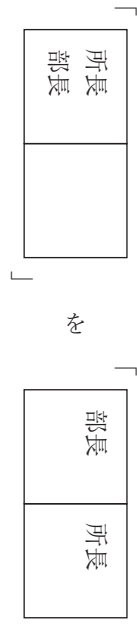
別表第一ハの表知事の事務部局の部原子力環境監視センターの項中

「 所長 福井分 析管理 室長 」	「 所長 福井分 析管理 室長 」
----------------------------------	----------------------------------

を

「 所長 福井分 析管理 室長 」	「 所長 福井分 析管理 室長 」
----------------------------------	----------------------------------

に改め、同部衛生環境研究センターの項中



に改め、同部畜産試験場の項の次に次のように加える。

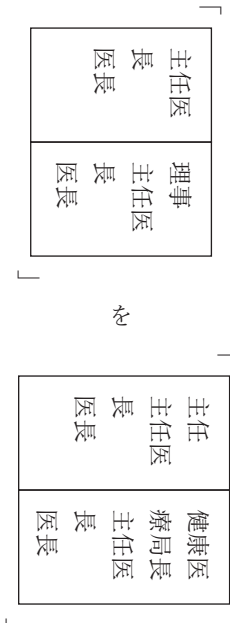


別表第一ハの表教育庁の部埋蔵文化財調査センターの項中



に改める。

別表第一ニの表知事の事務部局の部丹南健康福祉センターの項を削り、同部共通の項中



に改める。

別表第一ホの知事の事務部局の部嶺南振興局若狭健康福祉センターの項中



に改め、同部県立病院の項の次に次のよう

に加える。

奥越高原牧場				次長		
--------	--	--	--	----	--	--

別表第一ホの知事の事務部局の部嶺南牧場の項中

場長

を

場長 次長

に改め、同部共通の項中

主事	主査 主事
----	----------

を

主査 主事

に改める。

別表第一へへの表知事の事務部局の部丹南健康福祉センターの項中

福祉保健 健康増進 課長

を

保健 地域保健課長 福祉保健 健康増進 課長

に改め、同部県立病院の項中

診療録 管理室 次長	看護部 地域連携 推進室 次長
------------------	--------------------------

を

医療情報 管理室 長 (診療 情報管 理)	看護部 次長 入院支 援セン ター 次長
--------------------------------------	-------------------------------------

に改め、同部共通の項中

主査 主事	企画 主査 主事
----------	----------------

を

主事	企画 主査 主事	主査 主事
----	----------------	----------

に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
 令和六年三月三十一日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十五号
 公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例施行規則(平成十四年福井県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第一(第二条関係)

一〇五十一 (略)

五十二 地方公共団体金融機構

五十三 一般財団法人地域総合整備財団

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

越前町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月三十一日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十六号

越前町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

越前町の管理職員等の範囲を定める規則(平成十七年福井県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第一(第二条関係)

本庁

組織
 議会事務局

町長部局

会計課

(略)
 理事 課長 事務局長 室長 センター長 参事
 課長補佐(総務課において人事を担当する者および
 財政課において財政を担当する者に限る。)

職員

別表第一(第二条関係)

本庁

組織
 議会事務局

町長部局

会計課

(略)
 理事 課長 事務局長 室長 センター長 参事
 課長補佐(総務課において人事、給与または行政を
 担当する者および財政課において財政を担当する者
 に限る。)

職員

備考 (略)

備考 (略)

附則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委員会告示

福井県人事委員会告示第一号

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月三十一日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針(平成七年福井県人事委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

第十三 特別休暇関係

17
15 (略)

16 規則第十七条第一項第二十一号の休暇については、次の取扱いによるものとする。

一・二 (略)

三 「人事委員会が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。

イ・ロ (略)

ハ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項の障害児入所施設、児童発達支援センターおよび児童心理治療施設ならびに児童発達支援センター以外の同法第六条の二の第二項および第三項に規定する施設

ニ・リ (略)

四・七 (略)

17
25 (略)

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

改正前

第十三 特別休暇関係

17
15 (略)

16 規則第十七条第一項第二十一号の休暇については、次の取扱いによるものとする。

一・二 (略)

三 「人事委員会が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。

イ・ロ (略)

ハ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項の障害児入所施設、児童発達支援センターおよび児童心理治療施設ならびに児童発達支援センター以外の同法第六条の二の第二項および第四項に規定する施設

ニ・リ (略)

四・七 (略)

17
25 (略)